

(2) 法学部における教育の理念

I 法学部の教育理念

法学部の教育目標は、第一にリーガル・マインド（法的な思考力）の涵養にあります。しかし、それは単に法律に関する知識を身につけるということにとどまらず、現実社会のなかで柔軟かつ適切な法的判断をおこなうための論理力・応用力を培うとともに、現実社会そのものに対する深い理解と科学的な分析力を身につけることをも目指すものです。

法学部教育の到達目標は、次の4点であります。

- 1 法的問題について、論理的かつ合理的に問題を解決できる法的思考能力（リーガル・マインド）を身につける。
- 2 現代社会の法や政治について、その歴史性や国際的比較など多角的な視点から理解し、科学的に分析する能力の基礎を身につける。
- 3 現代社会に生起する諸事象から課題を見出し、自ら判断し解決しようとする意欲と能力を身につける。
- 4 國際社会に関する理解をもち、グローバル化・情報化する社会で活躍できるコミュニケーション能力と情報活用能力を身につける。

この目標を実現するために、教養教育と専門教育を関連を持たせつつ4年一貫教育を行っています。

II 専門教育の理念

専門分野を学ぶことは、専門知識を得ることだけが目的ではなく、自らの課題（専門）を深く探求することを通じて、問題の本質に迫り、自らの人格を鍛えることを目指すものです。

専門教育では、法律学・政治学の専門的能力を身につけるとともに、視野の広いものの見方・考え方ができるようになりますとねらいとして、多様な科目を開設しています。また、専門分野に関する基本を身につけ、応用的・発展的課題を考察し、課題解決能力・表現能力を高める少人数教育の場として、2年次から演習を開設しています。

学生は、自己の関心からあるいは将来の進路選択を見据えながら、学習したい内容を選択して学ぶことができるようになっています。

専門分野を深く学ぶことを通じて、行政・企業その他の諸方面において専門的能力をもって活躍することができるようになるとともに、大学院に進学して法律専門家を目指し、あるいはさらに法律学・政治学を深く学ぶための基礎的な能力を身につけることを目標としています。

III 教養教育の理念

教養とは、「個人が社会とかかわり、経験を積み、体系的な知識や知恵を獲得する課程で身につける、ものの見方、考え方、価値観の総体」ということができます（注）。高等学校までの教育の基礎の上に、人類の英知に触れ、未知の世界に足を踏み込み、視野を広げ、自己を省察し、それらを通じて人格を高めることが肝要です。

社会がグローバル化し、生起する諸問題も極めて複雑化している今日、問題の所在を的確に認識するには、その背景に存在する様々な価値観を十分に理解することが不可欠です。たとえば、民族紛争を取り上げてみても、その民族の歴史、宗教を背景にもつ伝統的なものの見方、考え方を抜きにしては解決することはできません。また、現代世界の最大の問題といえる地球規模での環境問題は、それを引き起こす社会的側面、経済的側面および自然科学上の技術革新という3面を総合的に考察しなければ、問題の解決を図ることはできません。

このように問題の根本に迫り、本質的な解決を図るには、幅広い知識、経験、実践を通じて得られたところを基礎にして、社会人になってから多様な発展をしていくことが求められます。また、これと並んで、人間性に対する深い理解と豊かな感性を生涯にわたって養うことも重要です。このような人格形成の基礎を培うことが教養教育の目標です。

（注）文部科学省中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」（平成14年2月21日）3頁